

市道カンカケ線支障木伐採業務 仕様書

I 一般事項

- 1 事業の実施期限を厳守すること。
- 2 仕様書に規定のない事項は、別に定める特記仕様書によるものとする。
- 3 明示のない事項及び不明瞭な点は、すべて監督員の指示を受けて行うこと。
- 4 事業の実施に当たっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について厳重な注意を払うこと。
- 5 事業地内の火災防止に万全を期すること。
- 6 作業個々の具体的な事項は、次の作業別仕様によって実施すること。
- 7 仕様内容は、作業員に十分徹底するように措置すること。
- 8 施業にあたり、使用する市道補修は協議を行うこととする。また、通常の維持管理に係る補修は受注者が必要に応じて補修を行う事とする。
- 9 履行期間中は伐採作業中である事を表示し、当該期間中は通行止め及び一般者の立ち入りに注意を払うと共に、作業を行わない日は作業区域に安易に進入できないよう講ずること。

市道カンカケ線支障木伐採業務特記仕様書

(適用範囲)

1. この仕様書は、宍粟市が発注する市道カンカケ線支障木伐採業務を実施するにあたり、業務委託契約書第1条により定めるものであり、受注者は設計図書のほか、この特記仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(履行期限)

2. 事業の実施にあたっては、工期を厳守すること。

履行期限 令和 9 年 3 月 26 日限

(施工条件)

3. 事業の実施にあたっては、下記の履行条件を熟知し実施すること。

(1) 履行条件

所在地	宍粟市波賀町原字寺谷550-1,550-2,550-38,550-6
履行面積等	搬出伐採 0.30㍓
運搬先	運搬先は指定しないが、現地から確実に搬出することとし、搬出したことがわかる伝票等の資料を提出すること。 * 過積載による違法運行は行わない事
その他	・運搬費以外の搬出や処理に係る費用については諸経費に含まれるものとする。

(2) 履行方法

- (ア) 作業効率の向上を図るため、作業路を開設することができる。
- (イ) 不明な点は、監督員の指示によること。

(履行高及び写真管理)

4. 支障木伐採業務の写真管理については、下記の事項について整備するものとする。

(1) 共通事項

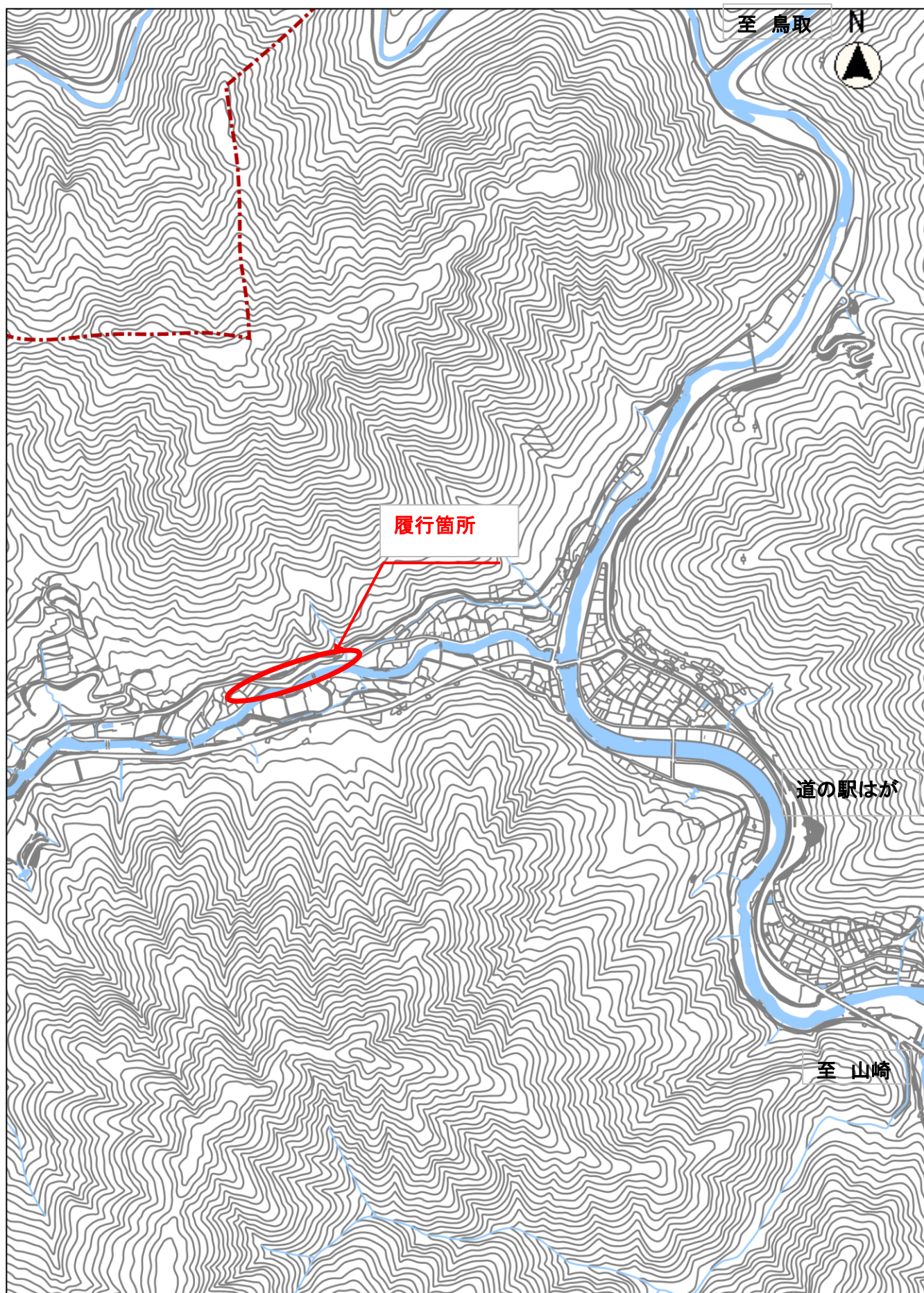
- (ア) 履行箇所の全景(撮影が困難な場合は数カ所から撮影)で、履行前、履行中及び履行後に撮影し、撮影箇所を明示した図面とあわせて作成すること。
- (イ) 履行中の状況(伐採、造材、搬出状況等)
- (ウ) 安全管理の状況(作業前のミーティング、安全教育、作業員の服装及び安全具の状況等)
- (エ) 搬出する材は、トラック運行日誌などにより管理すること。

提出書類リスト

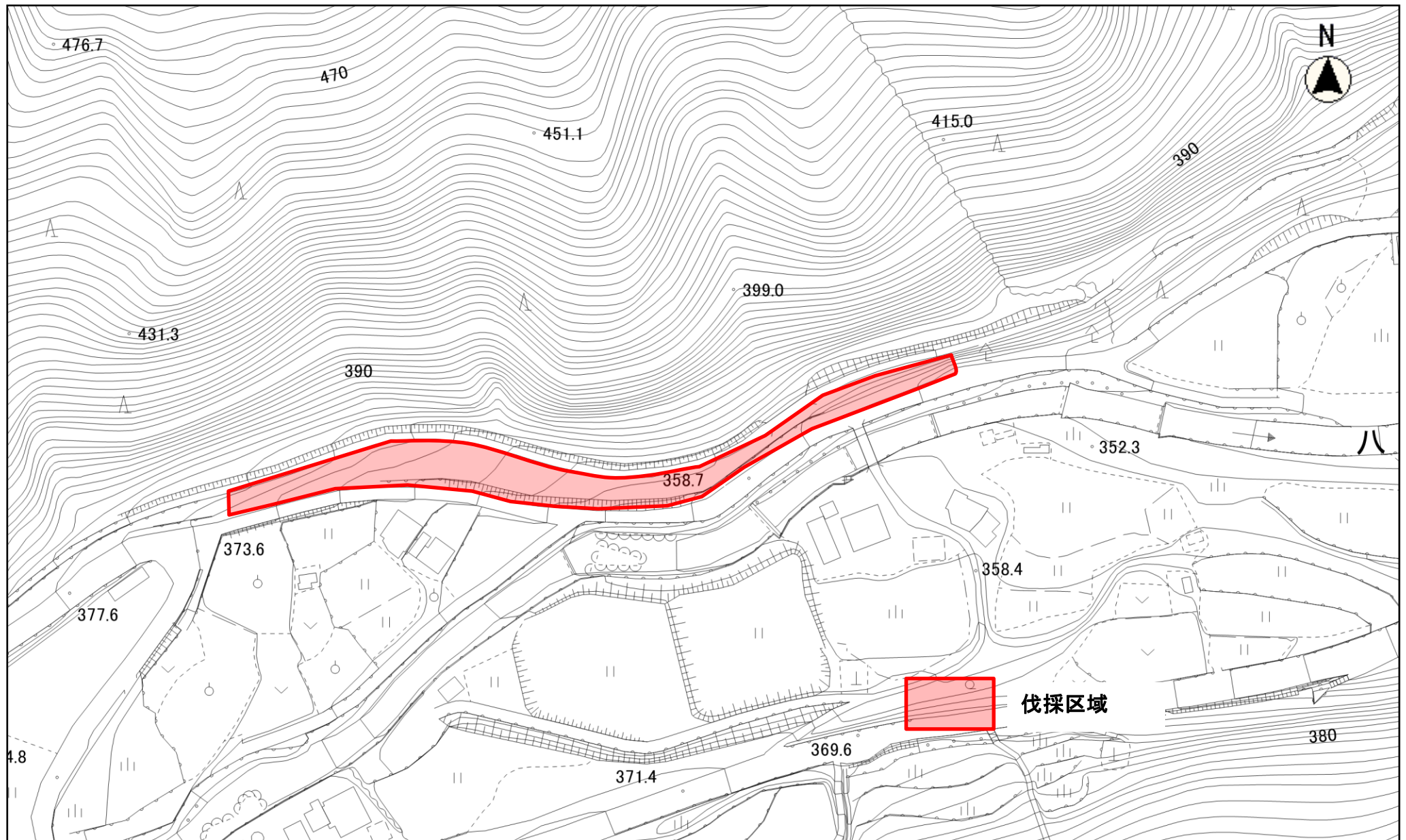
提出書類等	提出時期	摘要
① 工程表	契約締結後14日以内又は着手前	契約担当者(市長)宛に提出
② 完成通知書	検査を請求するとき	同上
③ 作業日誌	同上	同上
④ 写真	同上	同上

※その他については必要に応じ指示する。

位置図



道路管理マップ



令和 8 年度 市道カンカケ線支障木伐採業務 【参考見積書】

工 事 番 号 宍建北委第081401号

路 線 名 等 市道カンカケ線

工 事 箇 所 宍粟市 波賀町原 地内

業 種



本資料は参考とするもので業務委託契約書第1条に定める設計図書ではないため、数量・規格の相違や記載が無い場合であっても必要事項は全て受託者の責により実施すること。



宍 粟 市

事業内訳書

事業箇所名

宍粟市波賀町原 地内

費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘 要
事業費	支障木伐採	1.0	式	円	円	第 1 号代価表のとおり
				円	円	
				円	円	
事業費合計					円	
消費税相当額					円	× 10 %
総事業費					円	

第1号

代 価 表

1式当たり

名称	種別	形状寸法	数 量	単位	単価	金額	摘 要
支障木伐採	特殊伐採作業		1.0	式	円	円	
	ラフタークレーン	25t	1.0	式	円	円	
	バックホ	0.45m3級 クッパール	1.0	式	円	円	
	運搬費		1.0	式	円	円	
諸経費			1.0	式	円	円	
計			1.0	式		円	